

大田区指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定申請に係る事前協議実施要綱

平成19年10月1日  
19保福高発第10636号

改正	平成21年3月31日20保福高発第11273号	平成24年2月15日23福高発第11771号
	平成24年3月5日23福高発第11916号	平成24年6月18日24福介発第10909号
	平成25年9月4日25福介発第11688号	平成26年1月28日25福介発第13126号
	平成27年3月30日26福介発第13947号	平成30年12月17日30福介発第12406号

## 1 目的

この要綱は、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等の事務に関し、大田区指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定に関する規則（平成18年規則第83号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、規則第2条第1項に規定する申請前に事前協議の取扱いを定めることにより、介護保険法（平成9年法律第123号）及びその他法令等に基づく公正かつ適正な指定及び大田区（以下「区」という。）の介護保険事業計画等に基づいた地域密着型サービス事業所の適切な配置の実現に資することを目的とする。

## 2 事前協議の実施

### (1) 事前協議の受付

区における事前協議の受付は、大田区福祉部介護保険課において行う。

### (2) 協議書の提出

事業者は、事前協議に当たり、地域密着型サービス事前協議書（第1号様式）に、下記の内容がわかる書類を添付して区に提出するものとする。

ア 事業計画書

イ 運営事業者に関する登記事項証明書

ウ 事業所設備に関する平面図及び立面図

エ 指定後1年間の1月毎の収支シミュレーション

オ 代表者、管理者及び計画作成担当者等の研修修了状況

カ 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表

キ その他区が必要と認める書類

### (3) 事前協議の省略

地域密着型通所介護の指定申請に当たっては、事前協議を省略する。その他事前協議を行わなくても1の目的の達成に支障がないと認めるときは、これを省略することができる。

## 3 事前協議書の審査

区は、事前協議書を受理した場合には、下記の点に留意し審査を行う。

### (1) 計画の具体性

### (2) 事業所の基準

事前協議書の内容が、大田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例（平成25年条例第9号）及び大田区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第10号）に適合しているかどうかを審査する。

## 4 事前協議に係る結果の通知

区は、事前協議に係る結果については、地域密着型サービス事前協議結果通知書（第2号様式）により、事業者に対して通知する。

## 5 大田区地域密着型サービス運営協議会への報告

区は、大田区地域密着型サービス運営協議会設置要綱（平成18年12月27日18保福高発第10519号）第2条第1項第1号の規定により、事前協議に係る結果を大田区地域密着型サービス運営協議会（以下「協議会」という。）に報告し、意見を聴取する。

## 6 協議内容の変更

事業者は、事前協議書の内容に変更があった場合、地域密着型サービス事前協議内容変更書（第

3号様式)に変更内容がわかる書類を添付して区に提出するものとする。区は、内容を審査し、必要があると認められる場合は、協議会に報告し、意見を聴取する。

#### 7 委任

この要綱に定めるもののほか、事業所の指定申請に係る事前協議の実施に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年6月18日24福介発第10909号)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則 (平成25年9月4日25福介発第11688号)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則 (平成26年1月28日25福介発第13126号)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

第1号様式

第2号様式

第3号様式